

[事案 2021-296] 転換契約無効請求

・令和5年3月16日 裁定不調

<事案の概要>

転換ではなく新規に成立した保険であるとして、転換契約の無効等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

自分の子が平成9年7月に契約した養老保険を、平成13年3月に終身保険に転換し、平成16年2月に契約者名義を自分に変更して、平成19年3月に解約したが、以下等の理由により、転換契約を無効とし、募集人に手交した500万円を返してほしい。

- (1) 終身保険は養老保険を転換したものではなく、傷害入院保険への加入を希望して、平成13年3月に募集人に一時払保険料500万円を手交して成立した新しい保険である。
- (2) 子は、契約者名義変更当時すでに結婚し改姓していたが、募集人はその事実を認識していながら、旧姓を記入するように指示した。
- (3) 募集人から、転換による契約である旨の説明がなかった。
- (4) 解約当時の契約者である自分が、解約手続を行った記憶はない。

<保険会社の主張>

以下の理由等により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本契約は、申立人の意向を受けて申立人子が転換契約を締結したものであり、解約までの保険料も支払われており、申立人らの意志に反したものと認められない。
- (2) 募集人は500万円を受け取っていないし、受け取ったことを裏付ける証拠もない。
- (3) 解約手続は、契約者本人の保険証券と届出印の提示が必要であり、解約当時の契約者である申立人に無断で行うことはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約申込手続時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、転換契約の無効等は認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾するとの回答を得られなかったため、手続を終了した。

- (1) 事情聴取によれば、募集人は、当時契約者であった申立人子に契約時に面談しており、転換の内容を説明することが可能であったが、あえて会話を避け、説明を省略し、申立人にもみ説明を行っている。
- (2) 申立人子が改姓していたことを認識していながら、改姓手続をせずに転換契約を成立させるため、いったん新姓で署名したところを抹消して旧姓で署名するよう指示したことが認められる。